

日弁連総第19号  
2020年（令和2年）8月24日

山形刑務所長 柿 添 聡 殿

日本弁護士連合会  
会長 荒 中

## 勸告書

当連合会は、A氏申立てに係る人権救済申立事件（2016年度第44号人権救済申立事件）につき、貴所に対し、以下のとおり勸告する。

### 第1 勸告の趣旨

申立人が閉居罰中に物品使用許可を出願した六法全書は、申立人が不服申立てに係る書面を作成するのに必要と認められるものであり、貴所がその使用を許可しなかった措置は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第152条の解釈を誤った違法な措置であって、申立人の不服申立ての準備を不当に妨げ、不服申立ての権利を侵害するものである。

よって、当連合会は、貴所に対し、今後は同様の措置を執ることなく、六法全書を含め、被収容者が施設内の処遇に関する不服申立てを行う際に必要とされる書籍については速やかに使用を許可し、被収容者に交付するよう勸告する。

### 第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

閉居罰に伴う書籍（六法全書）の使用制限  
に関する人権救済申立事件

調査報告書

2020年（令和2年）8月21日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 閉居罰に伴う書籍（六法全書）の使用制限に関する人権救済申立事件（2016年度第44号）

受付日 2016年（平成28年）11月4日

申立人 A

相手方 山形刑務所

## 第1 結論

申立人が閉居罰中に物品使用許可を出願した六法全書は、申立人が不服申立てに係る書面を作成するのに必要と認められるものであり、相手方である山形刑務所がその使用を許可しなかった措置は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第152条の解釈を誤った違法な措置であって、申立人の不服申立ての準備を不当に妨げ、不服申立ての権利を侵害するものである。

よって、相手方に対し、今後は同様の措置を執ることなく、六法全書を含め、被収容者が施設内の処遇に関する不服申立てを行う際に必要とされる書籍については速やかに使用を許可し、被収容者に交付するよう勧告するのが相当である。

## 第2 申立ての趣旨及び理由

### 1 申立ての趣旨

申立人は、山形刑務所に収容されている受刑者であるところ、山形刑務所による申立人に対する閉居罰中の処遇に関し、学習に係る書籍や自弁及び官費による新聞も含めて閲覧が停止されることは、閉居罰の内容として申立人の権利を過度に侵害する違法・不当なものである。

### 2 申立ての理由

閉居罰に伴い、書籍等の閲覧の一部又は全部の停止を加えられるが、学問の自由は憲法で保障されているはずであり、教育を受ける自由も同様のはずである。学習に係る書籍は閲覧停止に含めないように人権救済を求める。

また、閲覧の停止は自弁及び官費による新聞にも適用されるが、これにより、重要な法改正や経済、政治の変化について知る権利が失われるので、新聞閲覧停止についても改めるよう人権救済を求める。

## 第3 調査の経過

2016年11月	4日	申立て受付
2017年	1月27日	予備審査開始
	4月6日	申立人に対し文書照会（1回目）

	4月20日	申立人から回答受領（1回目）
	5月24日	本調査開始
	7月24日	申立人に対する面会調査実施
	8月23日	仙台矯正管区長宛てに行政文書開示請求
	10月24日	仙台矯正管区より開示資料受領
	12月 4日	相手方に対し文書照会（1回目）
2018年	1月11日	相手方から回答受領（1回目）
	4月 6日	申立人に対し文書照会（2回目）
	4月20日	申立人から回答受領（2回目）
2019年	3月19日	申立人（3回目）及び相手方（2回目）に対し文書照会
	4月12日	相手方から回答受領（2回目）
	4月19日	申立人から回答受領（3回目）
	6月14日	相手方に対し文書照会（3回目）
	7月 5日	相手方から回答受領（3回目）

#### 第4 申立人及び相手方からの照会回答内容

##### 1 申立人からの回答要旨

2016年11月5日付けで審査の申請を行ったが、当該書類を作成する間だけ国語辞典の使用が許可され、六法全書の使用も求めたが許可されなかった。

六法全書については、憲法や刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）に照らし、刑務官が必要かつ適切な発言、指示、規制を行っているか、それが人権を侵害するものか否かを確認するために必要であった。

その他、例外的に閲覧が許可された書籍はない。

最初に閉居罰を受けた際、書籍を全て引き上げられることに対し、「全部ですか。」と質問するも、刑務官からは「全部だ。」と回答され、「学習とかは（どうなんですか）。」と聞くも、「関係ない。」との回答であった。また、2回目の閉居罰中に書籍の使用について口頭で質問したところ、「そもそも閉居罰中に（書籍使用の）申請はあり得ない。」との回答であった。

##### 2 相手方からの回答要旨

2016年11月3日、申立人が、管区長に対する審査の申請の申請書を作成するため、六法全書2冊の使用許可を願い出たものの、同申請書の作成には、

事実のあった年月日、場所、主旨、理由、内容等具体的な事項を記載すれば足りるものであり、法律的・専門的な知識などを要するものではなく、申請等の理由も厳格に法律条文等の記載も必要がないため不許可とした。

申立人から、書籍等の閲覧申請の可否等について、正式な申請には至らない程度の質問等を受けた事実はない。

書籍（学習に関するものも含む。）及び新聞については、書類等の作成の際に必要性が認められた場合、閲覧等を許可している。

## 第5 当委員会の判断

### 1 前提

申立人は、法第74条第2項第2号及び第4号に違反する行為をしたとして閉居罰25日の懲罰を、また、法第74条第2項第2号に違反する行為をしたとして閉居罰7日の懲罰を科されており、これらの閉居罰期間中に相手方より科された書籍閲覧制限等の不当性を訴えている。

閉居罰は、他の収容者を含む他者との接触を断った厳格な隔離の下で、原則として昼夜居室内において起居させ、自己の犯した反則行為について反省を促すために謹慎させることを内容とするものとされている（林眞琴ほか「逐条解説刑事収容施設法」（有斐閣、第3版）（以下「逐条解説」という。）779頁）。

そこで、申立てに係る制限が、上記のような閉居罰の目的を逸脱した違法・不当な制限かどうかを検討する必要がある。

### 2 認定した事実等

相手方において居室に備え付けられている「閉居罰受罰者の心得」には、「書籍、新聞等の閲覧は、原則として認めない。」と記載されている。

2016年11月3日、申立人は、仙台矯正管区長に対する審査の申請の申請書を作成するため、国語辞典及び六法全書2冊の使用許可を願い出たところ、相手方は、国語辞典の使用のみ許可し、六法全書については使用を不許可とした。

### 3 判断

(1) 申立人は、学習に係る書籍及び自弁・官費による新聞の閲覧停止自体を改めるよう主張する。しかし、本件では、学習に係る書籍の一つとして国語辞典の閲覧が認められているが、それ以外の書籍が閲覧制限された事実はない。また、自弁・官費による新聞の閲覧制限がされた事実もなく、六法全書の閲覧が制限されているだけである。

そこで、以下において、六法全書の閲覧制限の人権侵害性について検討する。

- (2) 法第152条第1項第3号によれば、閉居罰中の書籍等の閲覧が停止されている。しかし、法第151条第1項第4号を受け、法第152条第1項第3号においても、「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるもの」については閲覧停止の対象から除外されているところ、これに該当する場合には、使用許可の判断について刑事施設の長に裁量権はなく、当該書籍等の使用を停止することはできない。

上記の趣旨を検討するに、まず、刑事手続に関する適正手続や裁判を受ける権利が憲法第31条及び第32条で保障された憲法上の権利であり、刑事収容施設における処遇・懲罰等に対する不服申立ても憲法第31条に由来する憲法上の権利であって、法第151条第1項第4号は、これらを保障するものであるというべきである。

加えて、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）第2条第3項の趣旨に照らせば、日本国家には、権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保する義務があるというべきである。

さらには、国連被拘禁者処遇最低基準規則（以下「マンデラ・ルール」という。）の規則56においても、「すべての被拘禁者は、内容を検閲されることなく、自己の処遇について、刑事施設を管理する中央行政庁、および再審査ないし救済の権限を与えられた機関を含め、司法その他の権限ある機関に対して、要請または不服を行うことを認められなければならない。」とされ、被拘禁者の実質的な不服申立ての権利が保障されることを要請している。

したがって、「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるもの」について閲覧停止の対象から除外されている趣旨は、上記のとおり被収容者の不服申立ての権利が憲法に由来する権利であることや、自由権規約第2条第3項及びマンデラ・ルール規則56の趣旨に照らし、これを実質的に保障することにあると言いうべきであり、このような観点から、当該要件への該当性の有無について解釈されなければならない。

したがって、閉居罰中であつたとしても、被収容者の不服申立ての権利に資する書籍であれば、広く、「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるもの」に該当するもの

として、当該書籍の閲覧停止は、申立人の権利を違法に制約するものというべきである。

なお付言すると、仮に、上記に該当しない場合であっても、犯則行為と懲罰との間には均衡が保たれなければならない（法第150条第3項）、特に、法第156条第1項により、相当の理由がある場合には、懲罰の全部若しくは一部の執行を免除することができることとされていることから、閲覧を認めるべき相当の必要性があり、かつ、謹慎の趣旨に反しない書籍等については閲覧停止が解除されるべきものと言える。

- (3) 本件においては、申立人が仙台矯正管区長に対する審査の申請の申請書を作成するに当たり、相手方は、国語辞典の使用のみ許可し、六法全書については使用を不許可としている。

この点、上記「被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるもの」には、受刑者が不服申立てや人権救済の申立てを行ったり、民事訴訟等を遂行するに当たり必要な書籍等を含むものとされている（逐条解説775頁）。これは、上記(2)のとおり、不服申立ての権利が憲法第31条に由来する権利であり、自由権規約第2条第3項及びマンデラ・ルール規則56の趣旨も踏まえ、受刑者の不服申立ての権利を実質的に保障する趣旨に基づくものというべきである。そして、申立人が自身に対する処遇について法的観点も踏まえて適切に審査の申請書を作成するに当たっては六法全書を閲覧することが必要な場面も当然に想定されることにも鑑みれば、六法全書は、一般的に「権利の保護に必要と認められるもの」に該当する書籍というべきである。

なお付言するに、六法全書の閲覧が謹慎の趣旨に反するといった事情が認められないことは多言を要しない。

したがって、六法全書については、閉居罰中であってもその使用を制限することはできず、相手方が申立人からの六法全書閲覧申請を不許可とした措置は、法第152条の解釈を誤り、よって憲法第31条に由来する申立人の不服申立ての権利を侵害したものと言うべきである。

なお、上記のとおり「権利の保護に必要なもの」が閲覧停止の対象から除外されているのは、不服申立て等の権利を実質的に保障する趣旨に基づくものと言うべきであるから、申立人から実際に審査の申請の申請書の発出自体がなされていることは上記結論を左右するものではない。

- (4) ただし、刑務官からの「そもそも閉居罰中に（書籍使用の）申請はあり得ない。」といった趣旨の発言については、客観的な裏付けが存在するわけで

はなく、相手方からは、書籍（学習に関するものも含む。）及び新聞については、書類等の作成の際に必要性が認められた場合、閲覧等を許可しているとの回答がなされていること、また、申立人が実際に国語辞典や六法全書の使用許可申請自体は行っていることからしても、不当な圧力を与える発言があったとまで認めることは難しい。

#### 4 結論

以上より、山形刑務所が、閉居罰中の申立人が不服申立ての書面を作成するに当たって出願した六法全書の使用を不許可とした措置について、山形刑務所に対し、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。

以 上